

岩手県規則第65号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																										
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>土木センター所長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>管理主幹</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防学校</td> <td>校長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(広域振興局長専決事項)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 部長、農業改良普及室長（<u>八幡平農業改良普及室長を除く。</u>以下この条において同じ。）、農村整備室長、<u>県税室長</u>及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。</p> <p>(3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、<u>県税室長</u>及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。</p> <p>(4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、<u>県税室長</u>及び局付の休暇その他の服務に関する事。</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(副局長専決事項)</p> <p>第30条 県南広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（<u>農政部農村整備室長を除く。</u>）の服務に関する事。</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 行政センターの所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。</p> <p>(2) 行政センターの所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。</p> <p>(3) 行政センターの所長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長の服務に関する事。</p> <p>4 [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木センター所長	[略]		管理主幹	[略]		[略]			[略]				消防学校	校長	[略]		[略]			[略]				<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>土木センター所長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>ダム管理事務所長</td> <td>部長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム建設事務所長</td> <td>ダム建設事務所次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理主幹</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防学校</td> <td>校長</td> <td>[略]</td> <td>校長があらかじめ指定する職員</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(広域振興局長専決事項)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 部長、農業改良普及室長（<u>盛岡広域振興局農政部農業改良普及室長に限る。</u>以下この条において同じ。）、農村整備室長（<u>盛岡広域振興局農政部農村整備室長に限る。</u>以下この条において同じ。）及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。</p> <p>(3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。</p> <p>(4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長（<u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。</u>）の服務に関する事。</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(副局長専決事項)</p> <p>第30条 県南広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（<u>保健福祉環境部保健福祉室長に限る。</u>）の服務に関する事。</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。</p> <p>(2) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。</p> <p>(3) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長（<u>農業改良普及室長を除く。</u>）の服務に関する事。</p> <p>4 [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木センター所長	[略]		ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する職員		ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長		管理主幹	[略]		[略]			[略]				消防学校	校長	[略]	校長があらかじめ指定する職員	[略]			[略]			
機 関			決裁権者	代決権者																																																																							
	第1順位者	第2順位者																																																																									
広域振興局	[略]																																																																										
	土木センター所長	[略]																																																																									
	管理主幹	[略]																																																																									
	[略]																																																																										
[略]																																																																											
消防学校	校長	[略]																																																																									
	[略]																																																																										
[略]																																																																											
機 関	決裁権者	代決権者																																																																									
		第1順位者	第2順位者																																																																								
広域振興局	[略]																																																																										
	土木センター所長	[略]																																																																									
	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する職員																																																																									
	ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長																																																																									
	管理主幹	[略]																																																																									
	[略]																																																																										
[略]																																																																											
消防学校	校長	[略]	校長があらかじめ指定する職員																																																																								
	[略]																																																																										
[略]																																																																											

(部長等共通専決事項)

第31条 広域振興局の部長及び行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり(北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。)とする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(4)～(11) [略]

2 [略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長等	
[略]								
34 複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務	[略]			○		○	1 部長にあっては、 <u>県南広域振興局経営企画部長を除く。</u> 2 センター所長にあっては、 <u>地域振興センター所長に限る。</u>	
35 予算の執行に関する事務		[略] 令達された歳出予算の範囲内での支出命令		○		○	1 部長にあっては、 <u>県南広域振興局経営企画部長を除く。</u> 2 センター所長にあっては、 <u>地域振興センター所長に限る。</u>	
36 収入金の徴収に関する事務	[略]							
[略]								

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

(部長等共通専決事項)

第31条 広域振興局の部長及び行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり(北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。)とする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員(盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長、県南広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに花巻農林振興センター、遠野農林振興センター及び一関農林振興センターの農業改良普及室長並びに沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所長を除く。以下この項において同じ。)の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事

(4)～(11) [略]

2 [略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長等	
[略]								
34 複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務	[略]			○	○		○ 部長にあっては、 <u>総務部長に限る。</u>	
35 予算の執行に関する事務		[略] 令達された歳出予算の範囲内での支出命令		○	○		○ 部長にあっては、 <u>総務部長に限る。</u>	
36 収入金の徴収に関する事務	[略]						○ 部長にあっては、 <u>総務部長に限る。</u>	
[略]								

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
3 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第17条の4第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項	[略]					
	第9条、第17条の7、第18条の8及び第18条の16						
	[略]						
	第10条第2項(第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)	[略]					
第14条第1項、第17条の10及び第18条の11							
[略]							
[略]							

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
3 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項	[略]					
	第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の16						
	[略]						
	第10条第2項(第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)	[略]					
第14条第1項、第17条の11及び第18条の11							
[略]							
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年8月10日から施行する。